

県南広域振興局長告示第 46 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第 6 項の規定により、平成 19 年 4 月 3 日から同年 5 月 1 日まで関係書類を縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 30 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

土地改良区名（所在地）	地区名	縦覧書類	縦覧場所
猿ヶ石北部土地改良区（花巻市）	中央第 5 号	当該決定に係る土地改良事業計画書の写し	花巻市